

## 試験研究行為に係る特別採捕許可取扱方針

試験研究行為に係る特別採捕許可は「大阪府漁業調整規則」（令和2年大阪府規則126号以下「調整規則」という。）によるほか、この方針によって処理する。

### 第1 試験研究の要件

漁業を営まない行為であって、試験研究もしくは調査行為であること。

### 第2 許可の適格者

許可の適格者は次の各号の一に該当するものであること。

- ① 官公署
- ② 教育機関
- ③ 官公署に準ずる学術研究調査機関
- ④ その他公共・公益的事業を営む団体（法人・機関）であって、試験研究もしくは調査を行おうとする者

### 第3 許可の申請者

特別採捕の許可を申請する者は、当該試験研究もしくは調査を行おうとする者であること。

### 第4 許可の期間

許可できる期間は、当該試験研究もしくは調査に必要と認められる最小限の期間とし、最高で一年を越えないものとする。

ただし、一年を超える場合はその都度許可を更新するものとする。

### 第5 適用除外項目

調整規則第42条の規定により、試験研究行為に対し適用を除外できる制限・禁止項目は次に掲げるものとする。

（調整規則）

- ① 第32条----- 漁業の禁止（空つりなわ・あなごもんどり）
- ② 第33条----- 禁止期間（あゆ・さるぼ・わかめ）
- ③ 第34条----- 全長の制限（ぼら・うなぎ・こい・ふな）
- ④ 第35条----- 漁法の禁止（電流・動力瀬干）
- ⑤ 第36条----- 漁具の制限（桁の爪の間隔）
- ⑥ 第37条----- 禁止区域（底びき網漁業）
- ⑦ 第38条----- 禁止区域（淀川区域・関西国際空港周辺区域）
- ⑧ 第39条----- 遊漁者等の漁具漁法の制限（試験研究機関については非該当）

### 第6 許可の制限又は条件

特別採捕の許可には次に掲げる制限又は条件を付することとする。

- ① 採捕に当たっては所定の標旗を掲げるとともに、許可証を常時携帯すること。
- ② 採捕に当たっては責任あるものが立ち合い、漁業操業を妨げてはならない。
- ③ 漁獲報告書及び操業日誌を記載し、採捕終了後、知事に報告しなければならない。
- ④ その他漁業調整上必要な報告書の提出を求められたときは拒むことができない。

第7 申請に必要な書類

- ① 事業計画書（目的、調査方法、期間、区域、採捕対象魚種等及びその数量、使用漁具について明記したもの）
- ② 使用漁具図
- ③ 操業区域図
- ④ 地元漁業協同組合の同意書
- ⑤ 漁船使用承諾書（漁船を借り上げる場合）
- ⑥ 委託契約書の写し
- ⑦ その他知事が必要と認める書類

附則

この方針は、昭和61年9月26日から施行する。

附則

この方針は、令和2年12月1日から施行する。

附則

この方針は、令和4年9月5日から施行する。